公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪収益移転危険度調査書」 の公表について	平成28年11月24日 組織犯罪対策企画課

1　趣旨

ＦＡＴＦの新「４０の勧告」において、各国は自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価すべきとされたことを受け、平成２６年１１月に犯罪収益移転防止法を改正し、国家公安委員会が毎年、各種取引による犯罪収益移転の危険度を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表すること、同法上の特定事業者は疑わしい取引の届出判断に当たって調査書の内容を勘案すること等が規定されたところ。

これに基づき、昨年初回の調査書を公表し、このたび、２回目となる本年の調査書を取りまとめたもの。

2　調査書の概要

特定事業者が取り扱う預貯金口座等の「商品・サービス」に犯罪収益の移転に悪用される危険性があることを記載した上で、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客の属性」の観点から、危険度の高い取引を記載。

○　取引形態

非対面取引、現金取引等

○　国・地域

ＦＡＴＦ声明により対策の欠陥を指摘されている国・地域

○　顧客の属性

反社会的勢力（暴力団等）、国際テロリスト（イスラム過激派等）等

また、危険度の低い取引として、資金の原資が明らかな取引、蓄財性がない又は低い取引等を記載。

3　昨年からの主な変更点

○　商品・サービスに、利用者の匿名性の高さ等を踏まえて仮想通貨を追加。

○　顧客の属性に、現下の国際テロ情勢を踏まえて国際テロリスト（イスラム過激派等）を追加。

公安委員会 説明資料No. 2	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律附則第２条への対応について	平成28年11月24日 情報技術犯罪対策課 生活安全企画課

1　概要

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号。以下「法」という。）附則第２条の規定に基づき、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等への対策として、法の施行（平成26年11月27日）後２年以内に、

○　外国サーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方

○　関係事業者における通信履歴等の保存の在り方

について検討し、必要な措置を講ずることとされており、検討の結果を公表するもの。（別紙参照）

2　検討の結果（骨子）

(1)　国際協力の在り方について

法の施行後、コロンビア、コートジボワール、パナマ及びトリニダード・トバゴが、新たに24時間コンタクトポイント・ネットワークに加わるなど、外国に所在する被疑者の特定及び証拠の保全等の迅速化を図った。

今後も、24時間コンタクトポイントの設置国の拡大に努めるなどして、国際捜査共助の更なる迅速化を図ることとする。

(2)　通信履歴等の保存の在り方について

平成27年６月に、総務省が定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説を改正し、インターネット接続サービスにおける接続認証ログについて、正当業務行為として保存が許容される期間を具体的に例示するなど、通信履歴等の保存について、関係事業者における適切な取組が推進されるよう対応を行った。

今後も、他の通信履歴等の保存の在り方について更に検討を行うとともに、関係事業者における適切な取組を推進するなどして、インターネットを利用した犯罪の捜査に関し、被疑者の事後追跡可能性の更なる向上を図ることとする。

3　公表の方法

本検討結果について広報するとともに、警察庁ホームページに掲載予定

※　別紙省略

公安委員会 説明資料No. 3	現金自動預払機（ＡＴＭ）対象の 偽造カード使用窃盗（払出盗）等事件について	平成28年11月24日 国際捜査管理官

警視庁は、平成28年11月15日までに、不正作出支払用カード電磁的記録供用・窃盗罪等で、被疑者４名を逮捕した。

１　発生日時、場所等

平成28年５月ころから10月ころまでの間

都内所在の金融機関24店舗に設置の現金自動預払機（ＡＴＭ）

被害額　合計約1,600万円

２　被疑者

国籍等　台湾

住居　　不定

無職　　22歳　男　他３名

※ 被疑者４名の在留資格は、いずれも90日の短期滞在

３　事案概要

被疑者等は、中国国内の金融機関の顧客情報を記録した偽造カード及び他人名義の銀聯カードを使用して、複数の金融機関設置の現金自動預払機（ＡＴＭ）から不正に現金を引き出したもの。